

三重の「食」をテーマとした観光資源調査業務委託仕様書

1 委託業務の名称

三重の「食」をテーマとした観光資源調査業務委託

2 業務の目的

令和3年「観光客実態調査（三重県）」によると、「自然や風景を見てまわる」36.9%、「おいしいものを食べる」31.9%が三重県を訪れる上位の目的となっており、三重県の「食」は観光資源として魅力度が高い状態にある。

また、世界的に「持続可能な観光」への関心が高まっており、国連世界観光機関（UNWTO）は、持続可能な観光の類型として「ガストロノミーツーリズム」を掲げている。

一方、三重県の宿泊日数は全国43位（2021年：1.20泊）に落ち込んでおり、旅行者の滞在時間や日数の更なる延長を図る必要がある。

本県には、神宮や世界遺産熊野古道をはじめとした世界に誇れる観光資源だけでなく、伊勢えび、松阪牛などの魅力的な「食」が数多く存在する。

本事業では、これらの「食」による観光誘客を、地域の食文化に触れることを目的とする「ガストロノミーツーリズム」に高め、魅力的に「食」を提供することで、旅行者の長期滞在を促進していくことをめざし、本県におけるガストロノミーツーリズムの実現に向けた基礎資料を得るための調査を実施することとする。

3 委託業務の概要

（1）委託業務の実施期間

契約の日から令和5年3月24日（金）

（2）委託業務の主な内容

ア ガストロノミーツーリズムに関する先進事例調査

イ 三重県におけるガストロノミーツーリズムの推進に向けた調査

（ア）三重県のガストロノミーツーリズムに活かせる「食」にまつわる観光資源のリストアップ・評価分析

（イ）ガストロノミーツーリズム事業展開の方向性の提案

（ウ）三重県内DMO向け勉強会の開催

4 委託業務の内容

三重県観光レクリエーション入込客数推計書観光客実態調査報告書（令和3年）の結果及びその他マーケティング調査をもとに、三重県への長期滞在につながる「食」の観光資源の候補選定を行う。なお、本業務の調査分析結果については、令和5年度以降、これまでの「食」に着目した観光誘客を地域の様々なプレーヤーが関わりバリューチェーンとして包括する「ガストロノミーツーリズム」に高めてい

くための基礎資料として活用することとしている。

業務の具体的内容については、以下のとおり。

(1) ガストロノミーツーリズムに関する先進事例調査

国内外において、「食」に限らず、地域の歴史・文化・自然も含めたツーリズムを実践し、観光客から高い満足度を得ている国内事例を選定し、その成功事例と要因を分析する。

ア 「食」だけでなく、地域の歴史、文化、自然も含めたガストロノミーツーリズムを実践し、高い満足度を得ている国内事例について、成功の要因を調査・分析すること。(10件以上)

また、うち1件は、委託者が現地へ直接視察を行うため、必要な経費を計上するとともに、現地との連絡調整を行うこと。

【想定】

(ア) 視察先：里山十帖（新潟県南魚沼市）

(イ) 参加者：1名

(ウ) 実施日：委託者が指定する日

(エ) 内 容：施設の視察、意見交換（宿泊を伴う）

(オ) 備 考：受入先の状況により、変更となる可能性がある。

(2) 三重県におけるガストロノミーツーリズムの推進に向けた調査

長期滞在型観光に繋げていくため、ガストロノミーツーリズムの候補となり得る三重県の「食」の観光資源のリストアップ・評価分析を行う。

なお、市場調査や統計資料、全国的な傾向等をもとに、誘客のターゲットを分析し、県内におけるガストロノミーツーリズムの推進の見通しについて検証するとともに、必要に応じて視察等も行うこととする。

また、有識者を交えたガストロノミーツーリズム検討会及び県内DMO向けに調査結果を発表するための勉強会を開催する。

ア 三重県のガストロノミーツーリズムに活かせる「食」にまつわる観光資源のリストアップ・評価分析

受託者は、三重県の「食」にまつわる観光資源をエリア別（5エリア：北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）にリストアップすること。

また、国内外から観光客を呼び込むことのできる、三重県のガストロノミーツーリズムに活かせる観光資源について、ターゲットを明確にして、それぞれ評価分析すること。

なお、その際、県内有識者の知見も参考とすること。

(例：大学教授、学術研究員、ガストロノミーツーリズム専門家等)

【調査項目の例】

・観光資源の概要（事例名称、エリア）

- ・区分（職人技、シェフ、県産品、伝統、郷土料理 等）
- ・当該資源の歴史・文化が生まれた背景
- ・三重「ならでは」の特徴
- ・観光との関連性（体験プログラム、イベント、飲食 等）

イ ガストロノミーツーリズム事業展開の方向性の提案

受託者は、調査結果や事業全体を通して得られた意見を踏まえ、令和5年度以降の「ガストロノミーツーリズム推進事業」の展開の方向性について、委託者へ提案を行うこと。また、専門家を含めた検討会を開催し、検討会の運営に必要な事務を実施すること。

（ア）専門家：5人以上（事務局と協議のうえ選定する。）

（イ）回数：3回以上

なお、検討会の開催に際しては、有識者に対して旅費及び謝金を支給すること。

ウ 三重県内DMO向け勉強会の開催

本調査の成果について、県内DMO向けに勉強会を開催し、令和5年度のガストロノミーツーリズムの展開に向けた機運の醸成を図ること。

（ア）回数：1回以上

5 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は委託者に帰属するものとする。また、その処理については委託者の指示に従うこと。

6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

7 委託業務の実施条件

- （1）委託業務の実施にあたり、契約締結後すぐ、事業の進め方について事務局と協議を行うこと。また、協議後に工程表を作成し、委員会事務局へ提出することとする。
- （2）本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は委員会事務局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに委員会事務局と協議の上、対処するものとする。
- （3）委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を委員会事務局と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結

果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、委員会事務局の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

- (4) 業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し委員会事務局と共有すること。
- (5) 毎月末に、委員会事務局に対し事業の進捗状況の報告を行うこととする。
- (6) 契約に基づく成果物の所有権は、委員会事務局へ成果物の引き渡しが完了したときに、委員会事務局に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって委員会事務局に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 委託業務を通じて取得した個人情報については、委員会事務局の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会情報公開規程で準用する三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により委員会事務局に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (11) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (12) 委託料の支払いについて、必要があると認められるときは、事業の実施に要する経費として、契約金額の8割以内を概算払いにより支払うことができるものとする。
- (13) 委員会事務局が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委員会事務局と協議を行うものとする。

8 留意事項

- (1) 本事業の成果物の一切は、みえ観光の産業化推進委員会に帰属するものとする。
- (2) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

- (5) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (6) 受託者が（5）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (7) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

9 納品する成果物

- (1) 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。
- (2) 印刷物のデザインに関しては、Adobe Illustrator データ及びPDF データで納品すること。
- (3) 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和5年3月24日（金）のいずれか早い日までに、「業務完了報告書」2部（様式任意、A4版・両面印刷）及び「本業務によるすべての制作物・データ」を提出して完了検査を受けること。なお、本事業により取得した動画や静止画等は、DVD等の電子媒体に収録して添付すること。
- (4) 委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。
- (5) 提出先は下記のとおりとする。
みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県雇用経済部観光局観光資源課内）